

インターンシップ研修受入企業支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、インターンシップ研修受入企業支援事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) インターンシップ研修

高等学校が民間企業へ生徒を派遣し、土木建設に関する職業体験を行わせる研修をいう。

(2) 土木建設企業

道路、河川等の土木工事を施工する建設会社をいう。

(3) 土木系建設コンサルタント会社

道路、河川等の土木事業の設計・測量等を行う会社をいう。

(交付目的)

第3条 本交付金は、インターンシップ研修を行う生徒を受け入れた土木建設企業及び土木系建設コンサルタント会社（以下「受入企業」という。）が当該研修に要した費用の一部を支援することにより、受入企業の負担を軽減し、生徒の就労意欲向上を図り、土木建設業への人材確保・育成を目的として交付する。

(本交付金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、高等学校の生徒が実施するインターンシップ研修を受け入れた企業に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。ただし、本交付金以外で経費負担、補助、助成等を受けたものは補助対象外とすることがある。

2 本交付金の額は、別表の第1欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）の額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 受入企業は、インターンシップ研修の実施の20日前までに本交付金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けてから20日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定するもの以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第2欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日以内に行うものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

1 交付対象経費	2 重要な変更
研修実施費 受入企業において、インターンシップ研修を実施した1日あたりにつき日額9,000円とする。	インターンシップ研修の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第5条、第9条関係）

平成 年度インターンシップ研修受入企業支援事業計画書（報告書）

1 事業概要

高校名	高等学校
受入人数	人
研修内容	○工事（業務）名 ○研修内容 ○就労に向けた取組

※1）研修内容については、必要に応じて参考図面等を添付すること。

2）土木の魅力ややりがい等について、高校生の就労意欲向上に向けての取組を記入すること。

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区分	研修日数	交付対象経費	備考
研修実施費			

（2）事業計画（実績）表

	事業計画（実績）
研修実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
研修実施者氏名	

（注1）インターンシップ研修の実施にあたり、高等学校からの研修実施依頼文書等があれば、その写しを添付すること。

（注2）実績では、インターンシップ研修で使用した資料等を添付すること。

（3）他の補助金の活用状況（有る場合のみ記載）

補助金名	
事業内容	
担当部署	

様式第2号（第5条、第9条関係）

平成 年度インターンシップ研修受入企業支援事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	(決算額)	差引増減	備考
本交付金				研修実施日数

(注1) 申請時には、予算額のみ記載し、実績報告には決算額、予算額、差引増減額を記載すること。

なお、予算額及び決算額は、研修計画（実施）日数に応じた支給額を記載する。

様

職氏名

印

平成 年度インターンシップ研修受入企業支援交付金交付決定通知書

年 月 日付（第 号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったインターンシップ研修受入企業支援交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。「以下「規則」という。」第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：連絡先）

記

1 事業

本交付金の交付事業は「インターンシップ研修受入企業支援事業」とし、その内容は、高校生が実施するインターンシップ研修を受け入れた企業に対し、受入企業の研修経費の負担を軽減し、当該研修の充実を図るためのもの。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、インターンシップ研修受入企業支援交付金交付要綱（平成 年 月 日付第 号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、交付金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。